

社会福祉法人徳島県社会福祉事業団定款

昭和47年	3月28日制定	平成23年	5月24日改正
昭和60年	6月21日改正	平成23年11月28日改正	
平成3年	3月28日改正	平成24年	3月23日改正
平成3年	3月28日改正	平成24年12月17日改正	
平成4年	3月30日改正	平成25年	3月22日改正
平成6年	5月30日改正	平成25年11月22日改正	
平成9年	3月18日改正	平成26年	3月28日改正
平成10年	3月27日改正	平成27年	3月26日改正
平成11年	3月29日改正	平成28年	3月23日改正
平成13年	3月29日改正	平成28年	7月13日改正
平成15年	1月31日改正	平成28年	9月13日改正
平成17年	3月30日改正	平成28年11月22日改正	
平成17年	7月21日改正	平成29年	6月23日改正
平成18年	3月29日改正	平成31年	3月27日改正
平成18年	8月24日改正	令和元年	6月14日改正
平成18年10月	3日改正	令和2年	3月25日改正
平成19年	3月29日改正	令和3年	8月30日改正
平成19年	5月31日改正	令和4年	1月5日改正
平成19年11月	5日改正	令和5年	12月20日改正
平成20年	3月28日改正	令和6年	6月20日改正
平成21年	3月27日改正	令和7年	11月13日改正
平成22年	3月25日改正	令和8年	7月27日改正
平成23年	3月25日改正		

第1章 総 則

(目的)

第1条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、県と一体となって、徳島県社会福祉事業の推進を図り、広く県民福祉の向上と増進に寄与することを目的として次の社会福祉事業を行う。

(1) 第一種社会福祉事業

(イ) 障害者支援施設の経営

(ロ) 障害児入所施設の経営

(2) 第二種社会福祉事業

(イ) 視聴覚障害者情報提供施設 徳島県立障がい者交流プラザ視聴覚障がい者支援センターの管理運営

(ロ) 障害児通所支援事業の経営

(ハ) 障害福祉サービス事業の経営

(ニ) 一般相談支援事業の経営

(ホ) 特定相談支援事業の経営

(ヘ) 障害児相談支援事業の経営

(名称)

第2条 この法人は、社会福祉法人徳島県社会福祉事業団という。

(経営の原則等)

第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を确实、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

2 この法人は、地域社会に貢献する取組として、障がい者及び障がい児の支援、並びにその他地域福祉向上のため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

(事務所の所在地)

第4条 この法人の事務所を徳島県徳島市西新浜町二丁目3番78号に置く。

第2章 評議員

(評議員の定数)

第5条 この法人に評議員7名以上9名以内を置く。

2 評議員のうち1名を評議員会会長とする。

3 評議員会会長は、評議員会において選定する。

(評議員の選任及び解任)

第6条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

2 評議員選任・解任委員会は、外部委員3名で構成する。

3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。

4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。

5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員全員が出席し、その過半数をもって行う。

(評議員の任期)

第7条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終年度のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第5条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第8条 評議員に対して、各年度の総額が160,000円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

2 評議員には、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。

第3章 評議員会

(構成)

第9条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

第10条 評議員会は、次の事項について決議する。

(1) 理事及び監事の選任又は解任

- (2) 理事及び監事の報酬等の額
 - (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
 - (4) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）の承認
 - (5) 定款の変更
 - (6) 残余財産の処分
 - (7) 基本財産の処分
 - (8) 社会福祉充実計画の承認
 - (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項
- (開催)

第 1 1 条 評議員会は、定時評議員会として毎会計年度終了後 3 か月以内に 1 回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第 1 2 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(議長)

第 1 3 条 評議員会の議長は、評議員会会長とする。

- 2 評議員会会長が評議員会に出席できないときは、評議員会において出席した評議員の中から議長を選出する。

(決議)

第 1 4 条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 1 6 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

- 4 第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 1 5 条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議事録には、議長及び評議員会に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人 2 名が記名

押印しなければならない。

第4章 役員及び職員

(役員の定数)

第16条 この法人には、次の役員を置く。

- (1) 理事 6名以上8名以内
- (2) 監事 2名以上

2 理事のうち1名を理事長とする。

(役員の選任)

第17条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長及び業務執行理事2名は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第18条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 業務執行理事は、理事会において定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

4 理事長及び業務執行理事は、毎事業年度毎に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第19条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第20条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 理事又は監事は、第16条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第21条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員の報酬等)

第22条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。

(職員)

第23条 この法人に、職員を置く。

- 2 この法人の事務局長、設置経営及び管理運営する施設の長並びに総括責任者（以下「所属長」という。）は、理事会において、選任及び解任する。
- 3 所属長以外の職員は、理事長が任免する。

第5章 理 事 会

(構成)

第24条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第25条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては、理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び業務執行理事の選定及び解職

(招集)

第26条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第27条 理事会の議長は、理事長とする。

- 2 理事長が理事会に出席できないときは、理事会において出席した理事の中から議長を選出する。

(決議)

第28条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第29条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議事録には、理事会に出席した理事長及び監事が記名押印する。

第6章 資産及び会計

(資産の区分)

第30条 この法人の資産は、これを分けて基本財産とその他財産の2種とする。

- 2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

- (1) 現 金 10,000,000円
- (2) 建 物

イ 徳島県徳島市西新浜町二丁目201番地1所在の希望の郷の建物

内訳

- (イ) 障害者支援施設 鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき3階建 (4, 205.52平方メートル)
- (ロ) 障害者支援施設 鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき2階建 (267.51平方メートル)
- (ハ) 洗濯室 鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき平家建 (56.00平方メートル)
- (ニ) 倉庫 軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建 (79.11平方メートル)
- (ホ) 障害者支援施設 鉄筋コンクリート造陸屋根平家建 (440.47平方メートル)

ロ 徳島県徳島市上八万町広田380番地所在の希望の郷の建物

内訳

- (イ) 障害者支援施設 鉄筋コンクリート造スレートぶき2階建 (545.39平方メートル)

ハ 徳島県徳島市国府町中字高畑369番地1所在のふらっとKOKUFUの建物

内訳

- (イ) グループホーム棟 木造合金メッキ鋼板ぶき平家建 (509.01平方メートル)
- (ロ) 本館棟 木・鉄筋コンクリート造合金メッキ鋼板ぶき2階建 (1,341.86平方メートル)

二 徳島県徳島市国府町中字原淵503番地1所在のふらっとKOKUFUの建物

内訳

- (イ) 芸術・文化棟 木造合金メッキ鋼板ぶき2階建 (135.47平方メートル)

ホ 徳島県徳島市国府町中字高畑369番地1所在の未来の建物

内訳

- (イ) 障害児入所施設 鉄骨・木造陸屋根・合金メッキ鋼板・かわらぶき2階建
(2,884.13平方メートル)

(3) 土 地

イ 徳島県徳島市西新浜町二丁目201番1の土地 (6,137.84平方メートル)

ロ 徳島県徳島市国府町中字高畑369番1の土地 (11,744.16平方メートル)

ハ 徳島県徳島市国府町中字原淵503番1の土地 (212.99平方メートル)

3 その他財産は、基本財産以外の財産とする。

4 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

(基本財産の処分)

第31条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、徳島県知事の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、徳島県知事の承認は必要としない。

- (1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
- (2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対

する融資をいう。以下同じ。)に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合(協調融資に係る担保に限る。)

- (3) 社会福祉施設整備のための資金に対する融資を行う確実な民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合で、当該事業計画が適切であるとの関係行政庁による意見書を所轄庁に届け出た場合。なお、当該貸付に係る償還が滞った場合には、遅滞なく所轄庁に届け出るものとする。

(資産の管理)

第32条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。
- 3 前項の規定にかかわらず、基本財産以外の資産の現金の場合については、理事会の決議を経て、株式に換えて保管することができる。

(事業計画及び収支予算)

第33条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第34条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)
- (5) 貸借対照表及び収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)の附属明細書
- (6) 財産目録

- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類については、その内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第35条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第36条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第37条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意がなければならない。

第7章 公益を目的とする事業

(種別)

第38条 この法人は、社会福祉法第26条の規定により、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。

- (1) 徳島県立総合福祉センターの管理運営
- (2) 徳島県立障がい者交流プラザ障がい者交流センターの管理運営
- (3) 公益財団法人徳島県福祉基金事務局運営事業
- (4) 徳島県地域生活定着支援事業
- (5) 障がいに対する理解及び障がい者の自立と社会参加促進事業
- (6) 徳島県パラスポーツ協会運営事業

2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数3分の2以上の同意を得なければならない。

第8章 収益を目的とする事業

(種別)

第39条 この法人は、社会福祉法第26条第1項の規定により、次の事業を行う。

- (1) 土地・建物の賃貸事業

2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数（現在数）の3分の2以上の同意を得なければならない。

(利益の処分)

第40条 前条の規定によって行う事業から生じた収益は、この法人の行う社会福祉事業又は公益事業（社会福祉法施行令（昭和33年政令第185号）第13条及び平成14年厚生労働省告示第283号に掲げるものに限る。）に充てるものとする。

第9章 解 散

(解散)

第41条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第42条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、徳島県に帰属する。

第10章 定款の変更

(定款の変更)

第43条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、徳島県知事の認可（社会福祉法第45条の3第2項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を徳島県知事に届け出なければならない。

第11章 公告の方法その他

(公告の方法)

第44条 この法人の公告は、社会福祉法人徳島県社会福祉事業団の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

第45条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則（昭和47年4月17日厚生大臣認可）

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の設立後延滞なく、この定款に基づき、役員の選任を行うものとする。

理事長	武市恭信
副理事長	井上治
理事	伊東董
〃	関昭一
〃	伊達和男
〃	馬詰和夫
〃	永井滋輔
〃	森本種八
〃	櫛木増太郎
〃	井内信義
〃	河崎正巳
監事	三河住市
〃	上田勇

附 則（昭和61年3月25日厚生大臣認可）

この定款の変更は、厚生大臣の認可があった日から施行する。

附 則（平成3年5月24日徳島県知事認可）

この定款の変更は、徳島県知事の認可があった日から施行する。

附 則（平成3年6月10日徳島県知事認可）

この定款の変更は、徳島県知事の認可があった日から施行する。

附 則（平成4年8月19日徳島県知事認可）

この定款の変更は、徳島県知事の認可があった日から施行する。

附 則（平成6年7月6日徳島県知事認可）

この定款の変更は、徳島県知事の認可があった日から施行する。

附 則（平成9年4月1日徳島県知事認可）

この定款の変更は、徳島県知事の認可があった日から施行する。

附 則（平成10年5月25日徳島県知事認可）

この定款の変更は、徳島県知事の認可があった日から施行する。

附 則（平成11年4月1日徳島県知事認可）

この定款の変更は、徳島県知事の認可があった日から施行し、平成11年4月1日から適用する。

附 則（平成13年5月21日徳島県知事認可）

この定款の変更は、徳島県知事の認可があった日から施行する。ただし、評議員の当初の任期は、第17条第1項の規定にかかわらず、平成13年7月1日から平成14年4月30日までとする。

附 則（平成15年2月7日徳島県知事認可）

この定款の変更は、徳島県知事の認可があった日から施行する。

附 則（平成17年5月19日徳島県知事認可）

この定款の変更は、徳島県知事の認可があった日から施行する。

附 則（平成17年7月29日徳島県知事認可）

この定款の変更は、徳島県知事の認可があった日から施行する。

附 則（平成18年3月31日徳島県知事認可）

この定款の変更は、徳島県知事の認可があった日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則（平成18年8月31日徳島県知事認可）

この定款の変更は、徳島県知事の認可があった日から施行し、平成18年10月1日から適用する。

附 則（平成18年11月9日徳島県知事認可）

この定款の変更は、徳島県知事の認可があった日から施行する。

附 則（平成19年3月30日徳島県知事認可）

この定款の変更は、徳島県知事の認可があった日から施行する。

附 則（平成19年6月20日徳島県知事認可）

この定款の変更は、徳島県知事の認可があった日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則（平成１９年１２月１日徳島県知事認可）

この定款の変更は、徳島県知事の認可があった日から施行し、障害者支援施設希望の郷指定障害福祉サービス事業者の指定があった日から適用する。

附 則（平成２０年４月７日徳島県知事認可）

この定款の変更は、徳島県知事の認可があった日から施行し、平成２０年５月１日から適用する。

附 則（平成２１年５月１４日徳島県知事認可）

この定款の変更は、徳島県知事の認可があった日から施行し、平成２１年４月１日から適用する。

附 則（平成２２年５月１８日徳島県知事認可）

この定款の変更は、徳島県知事の認可があった日から施行する。

附 則（平成２３年４月２５日徳島県知事認可）

この定款の変更は、徳島県知事の認可があった日から施行する。

附 則（平成２３年５月２５日徳島県知事認可）

この定款の変更は、徳島県知事の認可があった日から施行する。

附 則（平成２３年１２月１６日徳島県知事認可）

この定款の変更は、徳島県知事の認可があった日から施行する。

附 則（平成２４年３月２６日徳島県知事認可）

この定款の変更は、徳島県知事の認可があった日から施行する。

附 則（平成２５年１月９日徳島県知事認可）

この定款の変更は、徳島県知事の認可があった日から施行する。

附 則（平成２５年４月２６日徳島県知事認可）

この定款の変更は、徳島県知事の認可があった日から施行する。

附 則（平成２５年１２月１９日徳島県知事認可）

この定款の変更は、徳島県知事の認可があった日から施行する。

附 則（平成２６年５月２０日徳島県知事認可）

この定款の変更は、徳島県知事の認可があった日から施行する。

附 則（平成２７年４月２４日徳島県知事認可）

この定款の変更は、徳島県知事の認可があった日から施行する。

附 則（平成２８年４月１日徳島県知事認可）

この定款の変更は、徳島県知事の認可があった日から施行する。

附 則（平成２８年７月２０日徳島県知事認可）

この定款の変更は、徳島県知事の認可があった日から施行する。

附 則（平成２８年１０月１日徳島県知事認可）

この定款の変更は、徳島県知事の認可があった日から施行する。

附 則（平成２８年１２月２７日徳島県知事認可）

この定款の変更は、平成２９年４月１日から施行する。

附 則（平成２９年８月２２日徳島県知事認可）

この定款の変更は、徳島県知事の認可があった日から施行する。

附 則（令和元年５月１７日徳島県知事認可）

この定款の変更は、徳島県知事の認可があった日から施行する。

附 則（令和元年７月１日徳島県知事認可）

この定款の変更は、徳島県知事の認可があった日から施行する。

附 則（令和２年５月２８日徳島県知事認可）

この定款の変更は、徳島県知事の認可があった日から施行する。

附 則（令和３年９月７日徳島県知事認可）

この定款の変更は、徳島県知事の認可があった日から施行する。

附 則（令和４年１月２６日徳島県知事認可）

この定款の変更は、徳島県知事の認可があった日から施行する。

附 則（令和５年１２月２０日徳島県知事認可）

この定款の変更は、徳島県知事の認可があった日から施行する。

附 則（令和６年６月２０日徳島県知事届出）

この定款の変更は、令和６年６月２０日から施行する。

附 則（令和７年１１月１３日徳島県知事認可）

この定款の変更は、徳島県知事の認可があった日から施行する。

附 則（令和８年７月２７日徳島県知事認可）

この定款の変更は、徳島県知事の認可があった日から施行する。